

株式の分割（無償交付）に関する取締役会決議公告

平成 17 年 7 月 14 日

株主各位

東京都千代田区麹町五丁目 4 番地

明豊ファシリティワークス株式会社

代表取締役社長 坂田 明

当社は、平成17年6月24日開催の取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 平成17年9月20日（火曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。

(1) 分割の方法

平成17年7月31日（日曜日。但し当日及び前日は名義書換代理人の休業日につき、**実質上は平成17年7月29日（金曜日）**）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、**1株につき2株の割合**をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成17年7月31日（日曜日）最終の発行済株式総数と同じとする。

2. 配当起算日 平成17年4月1日（金曜日）

3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

基準日公告

上記株式の分割を受けることができる株主は、平成17年7月31日（日曜日。但し当日及び前日は名義書換代理人の休業日につき、**実質上は平成17年7月29日（金曜日）**）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主といたします。

平成 17 年 7 月 14 日

明豊ファシリティワークス株式会社

お知らせならびにご注意

1. (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
 - (2) 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成17年9月20日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
 - (3) 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成17年9月20日にお届けのご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続をお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続をお済ませください。

名義書換代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社
事務取扱場所 (連絡先)	〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号 三菱信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-707-696 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	三菱信託銀行株式会社 全国各支店